

議案第 172 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 3 0 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条、第 5 条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地
			特別地域
第 1 種電柱	1 月 1 本 につき	2 8 0	
第 2 種電柱		4 4 0	
第 3 種電柱		5 9 0	
第 1 種電話柱		2 5 0	
第 2 種電話柱		4 1 0	
第 3 種電話柱		5 6 0	
その他の柱類		2 5	
共架電線その他上空に設ける 線類	1 月 1 メ ートルに	3	

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	地下に設ける電線その他の線類		つき	2		
	路上に設ける変圧器		1月1個につき	250		
	地下に設ける変圧器		1月1平方メートルにつき	150		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1月1個につき	510		
	郵便差出箱及び信書便差出箱			210		
	広告塔		1月1平方メートルにつき	1,500	980	
	その他のもの			510		
法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの			11		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			15		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			23		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			30		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			46		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			61		

法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1月1メートルにつき	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150
		外径が1メートル以上のもの		300
	架空管	外径が0.4メートル未満のもの		230
		外径が0.4メートル以上のもの		570
	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの		20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140		

		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
		外径が1メートル以上のもの		490
法第32条第1項第3号に掲げる施設				510
法第32条第1項第4号に掲げる施設				85
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設ける通路			770
	地下に設ける通路			460
	その他のもの			170
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき
その他のもの			1,500	980
	看板	1月1平方メートルにつき	320	205
	添架広告		785	490
	標識	1月1本につき		410

施行令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	150	98
		その他のもの	1月1本につき	1,500	980
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	150	98
		その他のもの	1月1平方メートルにつき	1,500	980
	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	15,000	9,800
		その他のもの		7,700	
施行令第7条第2号に掲げる工作物			510		
施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,500	980	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			510		
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額			
	その他のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額			
施行令第7条第10号に掲	建築物	Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額			

掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

道路占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。